

「ドローンを活用した沖合漁業生産性向上実証事業」の質問と回答

No	資料名	項目	確認事項	回答
1	仕様書	3項の事業内容について	ドローン事業者が操業中の漁船または水上からジンバルカメラ搭載ドローンを離発着させて、漁業者と連携しながら魚群探索の実証を行う場合、ナブラや鳥山の探索範囲は漁船を中心に半径どの位の距離を想定されておりますでしょうか。	本件については、漁船における魚群探知機やレーダー等の複数の方法を組み合わせることで、操業判断に必要な情報として、一般的におおむね数kmから十数km程度の範囲で把握が行われている運用実態を想定しております。 ドローンの活用目的は、既存手法を補完し、上空から広範囲を探索しカメラ映像により海上の状況を把握することで、魚群の発見や漁場判断の支援につなげることにあります。 このため、ドローンの探索範囲は一律に定めず、機体性能や通信環境、安全性を踏まえ、既存手法を補完・拡張できる提案を期待しています。